

高齢者施設管理者 様

福島市健康福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策における手袋の使用方法について (通知)

日頃から高齢者福祉・介護保険行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。

令和3年4月5日付けで、感染防止対策の再徹底について通知したところですが、新型コロナウイルス感染症の感染予防にあたっては、ケアにおける標準予防策の徹底が必要です。特に手袋の使用にあたって、以下の点が守られているかどうか再度ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

また、感染症対策については、職員個人の判断等に任せることなく、組織としての体制を整備するようあわせてお願いします。

記

1 手袋の着用と交換

基本的な考え方 (介護現場における感染対策の手引きより)

○感染対策の手引き <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

手袋は、標準予防策 (スタンダード・プリコーション) や接触感染予防策を行う上で最も一般的で効果的な防護用具です。入所者や職員の感染リスクを減少させるために、感染症の有無に関わらず、すべての人の血液などの体液、嘔吐物、排泄物等に触れるときには必ず手袋を着用します。また、触れる可能性がある場合にも、確実に着用します。

してはいけないこと 次のようなことは絶対にしてはいけません

- ・汚染した手袋を着用したまま他のケアを続けることや別の利用者へケアすること
- ・ケアの際に着用した手袋をすぐに外さずに、施設内のいろいろな場所に触ったり、次のケアを行うときに使用した手袋を再利用すること
- ・手袋を着用したからという理由で、衛生的手洗いを省略したり簡略にすませたりすること

注意事項

- ・手袋を着用する前に、手洗いと手指消毒を行います
- ・手袋を外した時は、原則、液体せっけんと流水による手洗いを行います
- ・手袋の素材によっては、手荒れを悪化させたり、アレルギーを起こしたりする場合もあるので、選ぶときには手袋の材質やパウダーの有無等の確認が必要です

1 ケア 1 消毒、グローブの交換の徹底をお願いします